

平成 30 年度第 1 回 香芝市環境審議会 要約会議録

1. 日 時 平成 30 年 10 月 12 日（金）午後 3 時 00 分から午後 4 時 30 分

2. 場 所 香芝市役所本庁舎 3 階 第 1 会議室

3. 議 事

(1) 会長及び副会長の選出

□事務局

会長及び副会長の選出について、『香芝市環境審議会規則』第 4 条第 2 項に基づき、「委員の互選により定める。」となっていることから、選出について意見を伺う。

○委員

事務局一任でお願いする。

□事務局

会長は、都市・まちづくり、環境デザイン、市民活動などを専門的に研究されており、また、これまで数多くの自治体で環境審議会委員を務められている、久委員が適任であると考え。

副会長は、環境問題について取り組む上で、市民の力無くしては出来ないものと考えており、先般行った市民意識調査において、「環境活動を行う際に望ましい単位」についての質問をしたところ、自治会単位の回答が最も多かったということもあるため、自治会を代表されている、黒松委員に副会長をお願いしたいと考える。

○委員一同

各委員、「異議なし」

○委員・黒松委員

久委員、黒松委員ともに、会長・副会長への就任を承諾。

□事務局

以降の議事進行については会長にお願いする。

(2) 香芝市環境審議会の会議に関する運営基準等について

□事務局

香芝市環境審議会の会議に関する取決めとして、以下の 3 点について資料をもとに説明。

- ・香芝市環境審議会の会議に関する運営基準(案)
- ・香芝市環境審議会の傍聴についての方針(案)
- ・傍聴の注意事項(案)

○会長

内容について、意見はあるか。

○委員

香芝市環境審議会の傍聴についての方針(案)に、審議会開催日の事前公表(掲載)について記載されているが、公表(掲載)する事項の中に「議事の項目」が記載されていない。これでは市民の方が、審議会でどのような内容を審議するのか分からないので、もし公表(掲載)できるのであればした方がよいのではないか。

□事務局

市民の方が、審議する内容について把握できるよう、ある程度具体的な項目について公表(掲載)するようにするため、香芝市環境審議会の傍聴についての方針(案)を一部修正する。

○会長

香芝市環境審議会の傍聴についての方針(案)については、修正箇所を修正し、その他、香芝市環境審議会の会議に関する運営基準、及び、傍聴の注意事項について、原案のとおり決定する。

(3) 香芝市環境基本計画(第二次)の策定について

○会長

次第にあるとおり、本審議会では第二次香芝市環境基本計画の策定について審議することとなっているが、その内容について、計画概要や策定スケジュール等を踏まえ、事務局より説明願う。

□事務局

本審議会では審議する内容について、計画概要や策定スケジュール等を踏まえ説明。

⇒ 【本審議会での審議内容】

第二次計画で目指すべき「環境像」「基本目標」等の考え方・方向性について

○会長

内容として詳細に関しては、後ほど事務局より説明させることとして、ここまでの内容について委員に意見を求める。

(委員より質問なし)

○会長

事務局から説明のあった内容を本日審議するにあたり、これまで行った基礎調査、環境に関する意識調査、現行計画の結果などを踏まえ、香芝市の現況と課題について事務局より説明願う。

□事務局

これまで行った内容を踏まえ、香芝市の現況と課題について説明。

○会長

内容について、意見はあるか。

○委員

資料が当日配布であるため、事務局からの説明を一方的に聞くだけになり、審議会内で深い議論ができない。深い議論をするためにも、資料の事前配布(資料が完成していなくても、1週間前くらいに配布)が望ましい。

□事務局

完成した資料を事前に配布するよう努める。

○会長

資料 25 ページについて、温室効果ガス排出量が減少している説明があったが、市役所内でのことか、市全体でのことか。また、市役所内でのことであれば、市全体の排出量について把握しているのか。

⇒ (事務局)

説明した排出量の減少については、あくまで事務事業に伴う市役所内での排出量のことを指している。資料で示す市全体の温室効果ガス排出量の推移については、地方公共団体実施計画(区域施策編)策定支援サイトからの出典であり、市として同様のデータについては持ち合わせていない。

⇒ (会長)

環境基本計画の基本施策をしっかり進めている自治体では、区域における排出量なども把握しているので、それができていないというのは課題であるとも考えられる。

さらに、二酸化炭素排出量については、電気をこまめに消すなどの対応よりも自動車の利用を控える方がはるかに効果を得られる。自動車の利用を控えてもらうためには、公共交通機関への転換を促す必要があるが、アンケートの結果、転換をする気がない方が多い。この理由としては、現状では、公共交通機関の利便性がそれほど高くない状況があると考えられるため、今後は、積極的に公共交通機関の利便性を高めることによって、自動車の利用を減らしていく方策も都市計画側の部署と一緒に考えていく必要がある。これらのことを課題として書き込めるのであれば、書き込むことを期待する。

○会長

資料 23 ページでは、景観に関する課題が記載されているが、ここでは「緑」の景観というものが表に立ちすぎていると考える。

建築物が集まって作る町並みや広告物など、人工物が作り出す景観もしっかりと整えていく必要があり、現状香芝市ではその辺りがまだ十分にできていないと考えるので、やはり課題として付け加える必要があると考える。

また、資料 11 ページについて、最近、都市緑地法が改正され、農地を積極的に緑地として位置付けていくこととなった。これは、今まで農地は農作物を作る生産の場所と捉えていたが、今後は、農地を緑地の機能として位置付けていくこととなるため、その辺りを取り込みながら、課題などの記載を検討することを願う。

○副会長

資料 23 ページに、美化活動の参加世帯数が記載されている。一方で資料 9 ページに市の世帯数の推移が記載されている。それぞれ平成 29 年度の数字を見ると、美化清掃の参加世帯数が全体の半分以下となっていることが分かる。自治会としては、多くの世帯が参加していると考えており、実態と乖離しているのではないかと。

⇒ (事務局)

データについて再度確認し、整理する。

⇒ (会長)

世帯数で計算するのか自治会数で計算するのか、何が一番適切かを踏まえ再検討願う。

○会長

資料 29 ページについて、協働の課題の中でもう一つ取り組まないといけないと考える課題としては、環境活動に関する市民のネットワーク作りが挙げられる。香芝市が環境活動をする市民のネットワークをつくるような仕掛け・プラットフォームを作ることが重要であり、現在それができていないのであれば、課題のところに書き込むことで、次の施策に繋げることができる。具体例を挙げると、地球温暖化防止対策推進法において、各地域で地域協議会を作りなさいとなっているが、香芝市ではできていない。これは、様々な方が環境の保全活動を行っているものの、その方々が繋がるような仕組みができない状態であるので、課題として記載の検討を願う。

○委員

資料 28 ページについて、情報発信に関する市民の意見が非常に気になる。不十分・わからないと回答する市民が非常に多い。今回行った意識調査についても、40%の回答率になっており、計画を作ったとしても市民の方をお願いするばかりなので、情報発信をどのようにしたら、市民の方の理解が増えるのかということを考えなければならない。

○会長

事務局が説明した、基礎調査、環境に関する意識調査、現行計画の結果などを基にした香芝市の現況と課題については、環境基本計画の冒頭部分になる箇所なので、各委員持ち帰りいただく中で質問などがあれば、別途事務局に届けるとともに、次回の審議会でも計画素案などについての審議になるので、その際に質問することも可能である。事務局は、修正できるとことは修正しておくこと。

○会長

第二次計画で目指すべき「環境像」「基本目標」等の考え方・方向性について、事務局より説明願う。

□事務局

ここまで説明した内容を踏まえ、本日審議いただく次の 2 点について説明

- ① 将来の「環境像」の設定の考え方・方向性について
- ② 「環境像」のもと設定される「施策体系」「基本目標」の考え方・方向性について

○会長

事務局から説明のあった2点の内容について、まず、資料31ページの将来の「環境像」について、どのような進め方で「環境像」をまとめていけばいいのかについて意見はあるか。

なお、「環境像」の設定方法については、事務局提案のように、第1次計画の「環境像」を理念も含めて踏襲するという考え方もあるし、またその他の違ったものに変えていくという設定方法も考えられる。さらに、「環境像」を決めていく時の留意事項や内容などについてなど、様々な観点から「環境像」の設定について、意見はあるか。

○委員

確かに事務局からの説明にあったような世界情勢の変化はあるものの、一方で、香芝市そのものの状況は基本的に大きく変わっていないと考える。今後の将来的なことも含めて、大きな部分は変わらないと考えるので、良好な住宅都市である香芝市に見合った緑や商業施設などの環境を継続していく方向性でよいと考える。

○副会長

環境に関する意識調査にあるような「自然環境を大切に守り育てる」という観点でいうと、自然をそのまま放っておくという考え方もあるが、最近奈良県で多く発生しているナラ枯れを考えた時に、適切な整備をしなければ、台風でナラ枯れの木が倒れてしまっている状況が発生している。自然をそのままにして触らず大切にすることが本当に自然環境を守っていることになっているのかを考える必要があり、やはり、適切に整備することも必要。ただ、山の所有者もあり、適切な整備をするとしても費用のことがあるため、一概には言えないが、考える必要がある。

○委員

環境基本計画に決められたことと個々の所管、事務事業とをしっかりとリンクさせて欲しい。環境基本計画に大きなことを書いて、一方で個々の事業・対策ができてきかないとなると、絵に描いた餅になるので、しっかりと事業計画も含めてリンクさせて欲しい。

○委員

庁内の連絡調整会議において、この環境基本計画の目標を達成するためにどのような施策がいるかなどを明確にしておく必要がある。会長が説明したように農地の在り方が変化してきている。単に住宅地の中に農地が残っていて緑があるから良いという問題ではなく、それを有効利用するためにはどうすべきなのかを考え、何かを補完していかないと農地を有効利用できない。

○会長

都市緑地法の改正があつて、国土交通省は農地をしっかりと残していこうとするが、一方で農林水産省は農業振興をしっかりしなければならず、単に農地で耕作しているだけではだめで、今後農地を維持していくことができるような施策を取っていかなければならないと考える。これは山でも同じことが言える。

これは情報提供となるが、ある自治体では山麓保全の計画を作って取り組んでおり、山林所有者に対する金銭的補助も出している。また、金銭的補助をしても体力的に自身の山を管理できない所有者に対しては、ボランティアが所有者に代わって山の管理を行うシステムを数年かけて構築している。その一つのきっかけとして挙げられるのが、箕面市の特徴である山並みにある。山並みに関

して、市民の大半が残すことを望んでいる一方で、その山並みを管理しているのは、僅かな山の所有者であるという構造があるが、今回、その両者がしっかり時間をかけて議論を交わすことでそのようなシステムが必要だと考えた。更に、基金を作って、山には入れないが出資ができる人は出資しようというシステムを組んでいる。

このことから、単に見た目の美しさということだけではなく、“手入れ”という観点まで考える必要があるので、その辺りの内容を「将来像」の中に文言として入れ、具体的な事業まで落とし込めるような形で繋げられるような計画を皆様と作っていければと考える。

もう1点、資料に記載されている奈良県環境総合計画の基本理念「豊かな自然と歴史との共生、美しい景観と持続可能なくらしの創造」とあるが、これは将来の「環境像」が、これだけで理解できる形になっている。今までの計画の将来像や基本理念などは、言葉は美しいが内容が理解できないことがたまにある。将来の「環境像」が具体的にわかるような言葉遣いにすることを望む。

奈良県の場合は、まずは自然と歴史として、南部を中心とした豊かな自然と、北部を中心とした歴史環境を守らないと奈良県の特徴ではないだろうということと、さらに、美しい景観と私たちが作り出す持続可能な暮らしを創造するということを4本柱として進めていくことを明確に表現している。

香芝市の「環境像」についても、文言だけで具体的な像が見えるようにした方が良いと考えるが、それらも検討して考えることを望む。

○会長

事務局から説明のあった2点のうち、資料32ページの施策体系について。この施策体系を基に章立てをして内容を詰めていく事となるが、事務局説明のポイントとしては、第1次の計画については、手を広げすぎているきらいがあり、もう少しできることをしっかりと書くため、内容・書きぶりをコンパクトにしていきたいということであるが、その方向性でいいのかということを含めて、議論をしたい。

内容としては4つに分類しているが、大きく分けてA・Bが「自然環境」、C・D・E「社会環境」、F・G「地球環境」、H「協働：進め方」として整理できているが、少し微妙なのが、Fの循環型社会というのが、地域の中で私たちが行うリサイクルやリユースといったことであれば、身近な環境も含まれるのでE・Fを合わせて「地域環境」としても考えることができる。この辺りは最後の章立てをどうするのかということになるので、微調整は可能であると考えている。また、分野的には網羅できているので、後は、書きぶりを香芝市ができることに絞り、コンパクトにして進めていきたいということであるが、その進め方でまとめてもよいか。

○各委員

了解

○会長

それでは、その方向性に基づいて進めていただきたいが、その他に、この計画作りをするにあたって、あるいは、香芝市のこれからの環境に関して他に意見はあるか。

○各委員

意見なし

○会長

それでは、次回肉付けした内容を議論していただく中で、気付いたことについて意見願う。

6 議題

(4) その他

○会長

最後にその他の案件について、事務局より説明願う。

□事務局

【事務局説明】 2点

①《日程についての案内》

策定の都合により、より具体的な内容で議論をしていただくため、11月に予定している第2回環境審議会を、来年1月下旬に開催予定の第3回香芝市環境審議会に統合したいと考える。その場合は、文書にて改めて連絡し、計画の骨子などの資料も含めて送付することを検討している。

⇒ ○各委員

異議なし

②《本日の会議録委員の指名》

運営基準第4条に基づく、会議録署名委員の指名

⇒ ○会長

副会長を指名する。

以上